

岩手県告示第 328 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 4 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 基本測量を実施する地域 国土調査に伴う基準点測量 久慈市、宮古市、花巻市、釜石市、下閉伊郡山田町
電子基準点調査作業 宮古市、釜石市、大船渡市、下閉伊郡山田町、気仙郡住田町
電子基準点付属金属標取付観測作業 一関市
- 2 基本測量を実施する期間 平成 18 年 5 月 8 日から平成 19 年 2 月 28 日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量